

ほうじん HIT

ひみ いみず たかおか

第117号

2021



— contents —

特別座談会「署長年頭インタビュー」..... 2	女性部創立 30 周年記念式典・記念講演会 ...12	国税の窓 19
令和3年度税制改正に関する提言(要約) 6	女性部会のあゆみ 14	税理士会だより 21
提言活動 8	納税表彰/税を考える週間特別講演会 15	自主点検チェックシート 22
法人会活動報告 9	中学生の「税についての作文」入賞者を表彰 ...16	総会記念講演会ご案内/会費規程の改定/新会員 ...23
青年部・女性部情報 11	中学生の「税についての作文」入賞作品 17	新会員ご紹介のお願い/表紙説明 24

署長年頭インタビュー

出席者



- 高岡税務署長 大谷 武夫
広報委員長 西村 博邦 (西村工業株)
副委員長 稲田 祐治 (加越能バス株)
// 八嶋祐太郎 (八嶋(名))
広報委員 鍛冶 功一 (株カジメイク)
// 土田 一清 (三幸株)
// 西川 隆宏 (西川工業株)
専務理事 坂井 昌彦

西村： 明けましておめでとうございます。本年も、よろしくお願いたします。



署長： 皆さん、明けましておめでとうございます。こちらこそ、よろしくお願いたします。

西村： 本日は、大谷署長にはご多用の中、公益社団法人高岡法人会の広報誌インタビューをお受けいただき、ありがとうございます。

広報委員会では、新署長の人となりを知っていただくため、107号からインタビュー形式に取り組んでおり、大谷署長にご協力をお願いした次第です。

今回は、今月発行の117号に掲載いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、出身地、経歴等も含めて自己紹介をお願いします。

署長： 出身地は生まれも育ちも砺波市です。

隣の市なので改めて紹介するまでもないかもしれませんが、砺波市は庄川流域に開けた扇状地、砺波平野で、名水が潤す豊穡の大地は強靱な増山杉、黄金色の稲穂、色鮮やかなチューリップを育み、日本の原風景を彷彿とさせてくれます。



また、カイニョと呼ばれる屋敷林の中、切妻屋根アズマダチの農家が、基石を散りばめたように点在する散居村は春から夏は萌える緑、秋は黄金、そして冬は銀白のじゅうたん四季折々、美しい田園風景を見せると、砺波市はPRしています。

経歴ですが、私は昭和54年に金沢国税局へ採用となり、一年間の税務大学校の研修を経たのち、富山税務署管理・徴収部門に配属され、その後、高岡、砺波、福井、小浜、新宿(東京局)、七尾の各税務署及び金沢国税局のほか金沢国税不服審判所でも勤務し、主に徴収関係の事務に従事しました。

八嶋： 富山県内では富山・高岡・砺波の各税務署に勤務されたとお話がありましたが、いつ頃のことでですか。

署長： 配属されたのは富山税務署で、そのあと砺波署、それから富山署に戻りました。富山県での勤務は、若い頃がほとんどで、富山署8年間、砺波署3年間、高岡署は平成9年、10年の2年間勤務しており、今回の高岡署勤務は2回目です。県内勤務は通算で14年目となります。

前回の高岡署での勤務は、内部事務でしたので地名はある程度馴染みがあるのですが、土地勘はありません。

八嶋： 高岡署は2回目ということですが、今回、高岡署に着任されての印象はどうでしたか。

署長： 前回の勤務は平成9年、10年の2年間ですが、それから20年以上経ってしまいました。当時と比べて高岡駅が新しくなって駅周辺も様変わりし、北陸新幹線も通り道路も整備され、綺麗になった感じがします。

管内には、国宝瑞龍寺や高岡大仏など名所旧跡が多

く、ユネスコ無形文化遺産に登録された高岡御車山祭りをはじめとする伝統行事、氷見鰯、紅ズワイガニなどの豊富な海の幸、歴史や文化を感じさせる町並みなど観光資源が豊かであると思っています。

最近ちょっと残念なのは、久しぶりの高岡署勤務で仕事帰りにちょっと一杯と昔懐かしい居酒屋などに寄っていきたいところですが、今年は新型コロナウイルスのため、まだ、一度もいけていないことが、少し寂しいです。

稲田： 高岡税務署長に着任されての抱負をお聞かせください。

署長： 前任は金沢国税局の厚生課長で、春からの新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組んでいました。



現在においても、税務署では、新型コロナウイルス感染症予防のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを徹底し、業務に当たっても「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しています。

令和2年分の所得税の確定申告ですが、毎年税務署の申告相談会場は来署された納税者の方たちで大変混雑しております。今回は3密を避けるため申告相談会場の混雑緩和を図る取り組みをすることとしております。

そこで、税務署に出向かなくても申告ができるeTaxを今まで以上にPRしていきたいと思っています。特に今はスマートフォンで確定申告ができる「スマホ申告」を推し進めていきます。

鍛冶： これまでの勤務で一番印象に残っている仕事は何ですか。

署長： 国税庁の基本的な任務の一つに「適正・公平な賦課及び徴収の実現」があります。私はこれまで主に徴収関係の仕事に携わってきました。

国税が、その納期限までに納付されないときは督促状を発することとなり、それでも納付されない場合には、徴収部門において滞納整理を行います。

滞納整理に当たっては、まずは自主的な納付を促します。その上で、納付が困難な事情がある場合には、事業や財産の状況など、滞納者の個々の実情を十分に伺った上で、法令等の規定に基づき、納税の猶予などの納税緩和制度の適用を行っています。

一方で、自主的な納付を促しても納付の意思が認められないような場合には、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保するため、捜

索等により財産を把握し、差押え及び換価等の滞納処分を行います。各支部の研修会の署長講演でも申し上げました。

ところで、国税局には訴訟（国税に関する裁判）を担当する国税訟務官といったポストがあり、国が当事者となる訴訟を担当する法務省（法務局）の職員と一緒に相手方と争います。

被告訴訟は、納税者（又は滞納者）が税務署長等の行った行政処分について取消等を求めて国が訴えられた事件で、課税訴訟、徴収訴訟の態様によってそれぞれ担当の国税訟務官が対応します。

徴収担当の国税訟務官は徴収関係訴訟を担当しますが、被告訴訟のみならず国が原告となって行う原告訴訟も担当します。

例えば、滞納者Aの財産を差し押さえようとするとき、その財産が譲渡されB名義になっていたりすると差し押さえることができません。契約書や関係者の証言から譲渡が偽装されたもので実は滞納者Aのものであったことが判明したが、AやBが非協力的で名義を元に戻してくれない、といったときに証拠等を集めて財産の名義をBからAに変更してくれ、と言って裁判所に訴えることができます。認められればその財産を差し押さえたうえ公売し滞納税金に充てることができます。

徴収関係訴訟にはいろいろな類型がありますが、これらの訴訟は、国税の賦課徴収の最終の締めくくりの段階で発生するものであるだけに、国税徴収の確保にとってはもちろん、納税者や第三者の財産、権利義務にも直接重大な関連があるため慎重にならざるを得ません。

私は、国税訟務官としては2年間ですが、訴訟事務については通算7年担当しました。一つ一つの事件が難解で苦労したことも多かったですが、今では良い思い出となっております。



八嶋： 訴訟に関する仕事をされたということですが、仕事について自分の希望は出されるのですか。それとも、あなたはこのポストに行きなさいと一方的に配属されるのですか。

署長： 私の場合、30代後半に訴訟事務を担当した関係で、特に希望は出しませんでした。ただ、実務経験があるということで国税訟務官に異動となりました。ただ、職員の中には、徴収訴訟をやりたいということで希望している者もいます。

八嶋： 徴収訴訟事務は珍しいですね。

署長： 金沢国税局は規模が小さいので徴収職員も少ないの

ですが、東京国税局は規模が大きく徴収職員も多いので、徴収訴訟事務だけを担当しているというか、ほとんど訴訟に関する事務を専門的に担当している職員もおります。金沢国税局では、ほかの仕事を担当し、また、徴収訴訟を担当するなどしています。

西村： これから、外国との取引が多くなる中、税務上の対応など大変だと思いますが。

署長： 国税庁では、増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

また、徴収では、租税条約により外国の税務当局に海外の資産を差し押さえ、現金化して、日本に送金してもらうこともあります。



鍛冶： これからコロナ禍で滞納が増え、大変なのではないですか。

署長： 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合については、特例猶予制度があり沢山の方が利用されています。1年間猶予され延滞税がかかりません。また、特例猶予を受けた方で納付が困難な方は、他の猶予制度がありますので、税務署に相談していただければと思います。

鍛冶： 延滞税は14.6%と市中金利より非常に高いですね。

署長： 延滞税は経費になりませんし、期限内に納付されている方との均衡を図るためのものであり利息ではありませんので、市中金利より高いです。

ただ、市中金利が下がっていますので、令和3年の延滞税は、納期限から2か月間は年7.3%部分が2.5%、それを過ぎると年14.6%部分が8.8%に下がっています。

西川： 人生観、信念、座右の銘などございましたらお願いします。

署長： 座右の銘とか信念といった立派なものはありませんが、「人生楽ありゃ苦もある」です。「楽」は「楽しい」の意味で、人生には苦しいことも多いが、乗り越えれば楽しいことがある、と思うようにしています。



西川： 趣味や余暇の過ごし方はどうでしょうか。

署長： 趣味といえば映画鑑賞で、昔は月に5~6回見ていたこともありましたが、年に1~2回になり、最近ではコロナのため自宅でテレビ鑑賞となっています。また、

休日は、ウォーキングをしていました。小浜税務署勤務の時、単身赴任で寮生活でした。その時メタボになり、その解消のため、ウォーキングを始めました。単身赴任が終わり自宅に戻ったあとも散居村をウォーキングして体重を20Kg落としましたが、近年膝が痛くなってからは、ほとんどできていません。私も今年が最後の年なので、退職したら庭木いじりなどをやってみたいと思っています。

土田： 少し、かたい話となりますが、税務行政の将来像などについてお願いします。

署長： 近年、経済社会のICT化やグローバル化が著しく進展する中で、国税職員の定員の減少や申告件数の増加などもあり、調査・徴収が複雑・困難になってきています。



こうした、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中で私どもは、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱として税務行政のスマート化を目指すこととしています。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用によるデジタル化を推進し、税務相談や申告・納付の手続きをスムーズかつスピーディなものにするなど、納税者の皆様の利便性向上を進めてまいります。

また、課税・徴収事務を効率化・高度化するとともに、税務署の内部事務の集中処理などを通じた業務改革を進め、こうした取組により創出したマンパワーを活用し、国際的租税回避への対応といった重点課題に的確に取り組んでまいります。

これまででも、先代の署長方が「税務行政の将来像」についてお話ししてきたと思いますが、今回は「企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化」についてお話ししたいと思います。

これまで、法人を設立する際には、設立に必要な各手続を行政機関ごとにそれぞれ行う必要がありました。

今後は、利用者が、マイナポータル上で提供される法人設立用画面を利用して、法人名など各手続において共通する項目を一度だけ入力し、それぞれの手続で個別に必要な項目を入力すれば、設立に必要な一連の手続を各行政機関に対して一括で行うことができるサービスが提供されます。

まず、昨年1月より国税関係を含む設立後の各手続がワンストップ化されました。今年2月頃からは定款認証及び設立登記といった設立時の手続がワンストップ化される予定です。



次に「企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化」についてお話させていただきます。

これまで、雇用主である企業は、従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続を、行政機関ごとにそれぞれ行う必要がありました。

今後は、企業が、マイナポータルと接続した民間ベンダーソフトなどを利用して、従業員の氏名など各手続において共通する項目を一度だけ入力し、それぞれの手続において個別に必要な項目を入力すれば、従業員のライフイベントに伴う各手続を一括で行うことができるサービスが提供される予定です。

現在、国税庁では、関係府省と連携して引き続きシステム開発等に取り組んでいるところです。

西村：最後に、法人会に対するご意見・ご要望等がございましたら、お聞かせください。

署長：高岡法人会は、昭和27年に創立された伝統のある法人会であり、「良き経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組みられるとともに、各種研修会・講演会の開催をはじめ、会員による租税教室の開催や小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、公益法人として積極的に社会貢献活動を展開されておられます。

また、企業の税務コンプライアンス向上のために導入された「自主点検チェックシート」の普及推進策としまして、高岡法人会独自の活動である「税務署提出チャレンジ一覧表」の提出に積極的に取り組まれるなど、これらの活動の充実ぶりには私どもといたしましても、大変心強く感じているところであります。

これもひとえに、川西会長をはじめとする歴代の役員並びに会員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましては、税務行政を取り巻く環境

が大きく変化する中、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、基本的な感染対策の継続など、「新しい生活様式」の定着が求められている状況の中、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、新たな生活様式の下で納税者の皆様が「より便利で、よりスムーズに」申告・納税ができる環境を整備していかなければなりません、その取組を推進していくためには高岡法人会の皆様方のお力添えは何よりも大きなものと考えております。

どうか引き続き、税務行政の良き理解者として、より一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

西村：私ども法人会こそ、会活動において、税務御当局の御指導・御支援が不可欠でございますので、今後も、会員企業の健全な発展のため、研修会・説明会等への講師派遣・助言を引き続きお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところ、長時間にわたっているいろいろお話をいただき、ありがとうございました。

大谷武夫高岡税務署長略歴

平成21年7月	金沢国税局 徴収部 国税訟務官
平成23年7月	金沢国税局 総務部 主任相談官
平成24年7月	金沢不服審判所 審判官
平成26年7月	金沢国税局 徴収部 統徴官
平成28年7月	七尾税務署 署長
平成29年7月	金沢国税局 徴収部 徴収課長
令和元年7月	金沢国税局 総務部 厚生課長
令和2年7月	高岡税務署 署長

令和3年度 税制改正に関する提言（要約）

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があ

れば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,000円）を引き上げる。

5. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

- (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

- (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

III. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興等に向けて取り組まねばならない。

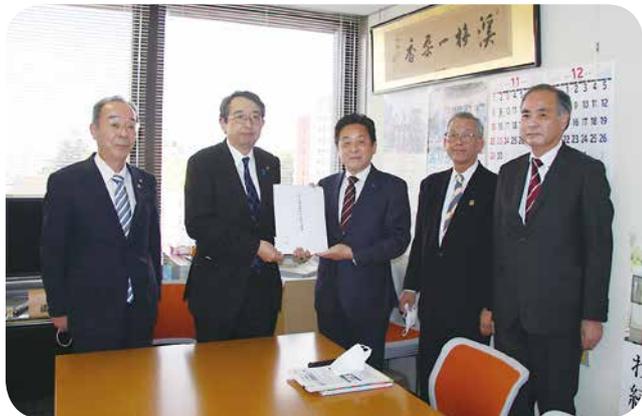
V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

令和3年度 税制改正に関する提言活動

～税を考える週間～ 国会議員・3市長へ提言書を持参!!

高岡法人会役員が、税を考える週間(11/11～17)にあわせ、国会議員・市長に直接お会いし、法人会提言について、税制改正に反映していただけるよう提言活動を行いました。



橘慶一郎衆議院議員(11月8日)



高橋正樹 高岡市長(11月13日)



林 正之 氷見市長(11月16日)



夏野元志 射水市長(11月17日)

宮沢洋一先生との懇談会を開催

10月15日(木)、自由民主党税制調査会小委員長の宮沢洋一先生と高岡法人会役員並びに北陸税理士会高岡支部役員が懇談した。

懇談会では、法人会の令和3年度税制改正に関する提言を基に、新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置の延長、消費税インボイス方式、事業承継税制などについて、宮沢先生に要望を行った。

宮沢先生からは、新型コロナウイルス感染症税制については、来週から始まる党税制調査会で協議していく、また、事業承継税制は経営者の代替わりを促進するための時限立法であるなどの説明があった。



雇用管理研修会

【場 所】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール

【講 師】 みやもと社会保険労務士事務所 社会保険労務士 宮本 敦子 氏
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者業務課 担当職員



■ 令和2年8月12日(水) 会員84名
～今年度注目すべき社会保険、労働保険、
労働関係法の改正と実務対応について～



■ 令和2年12月3日(木) 会員46名
～正社員とパート・有期雇用労働者との間
の不合理な待遇差の禁止(いわゆる同一
労働同一賃金)への対応について～

改正税法研修会

令和2年9月4日(金)

【場 所】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール

【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 老田 時男 氏
「法人税等の税制改正について」等
高岡税務署 個人課税第一部門 木下 恵輔 氏
「所得税の税制改正について」

【受講者】 会員89名



決算期別研修会



【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 老田 時男 氏

【場 所】 高岡商工ビル 4階・8階会議室

【内 容】 ・決算・申告における主な注意点(改正点含む)
・法人会自主点検チェックシート作成要領 等

【開催日等】 8月～10月決算法人対象

令和2年9月10日(木) 会員12名

11月～1月決算法人対象

令和2年12月7日(月) 会員22名

法人税実務講座(初級)

【場 所】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール

【講 師】 税理士 油谷 奈津紀 先生

【開催日】 9月17日、24日、10月5日、12日

【受講者】 会員59名



支部研修会



氷見・射水・福岡支部で次のとおり税務研修会が開催されました。

【氷見支部】令和2年10月21日(水) 参加者 21名

【射水支部】令和2年11月17日(火) 参加者 19名

【福岡支部】令和2年11月10日(火) 参加者 27名

各支部とも、第一講座は、大谷武夫高岡税務署長の「徴収官の仕事」について、DVD放映の後、署長の経験談などの講話がありました。

第二講座は、次のとおりです。

氷見支部



梶義明税理士事務所
所長 梶 義明氏
「コロナ禍に関する税制措置」

射水支部



富山県相撲連盟
副理事長 豊田 博保氏
「朝乃山と相撲」

福岡支部



イセ・エメラルドウエイ(株)
代表取締役社長 久住 善行氏
「完全栄養食、たまごの秘密に迫る」

年末調整説明会

令和2年11月19日(木)

毎年開催されていた「税務署主催の年末調整説明会」が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全国一斉に中止となりましたが、令和2年は改正事項も多く、また、会員の皆様から開催要望もあったことから、ソーシャルディスタンスを保つ等感染拡大防止に十分配慮した上で、高岡法人会主催の年末調整説明会を開催しました。



【場 所】 高岡市生涯学習センター ホール
(ウイング・ウイング高岡4階)

【講 師】 高岡税務署 担当官
「年末調整のしかた」
「法定調書の作成と提出の手引き」等

【受講者】 会員 141名、一般 8名

青年部会税経セミナー

令和2年12月8日(火)

【場 所】 ホテルニューオータニ高岡4階

【参加者】 部会員 15名

【講 師】 税理士法人 中村税務みらい経営
所長 中村 総一郎 氏

【テーマ】 「WITH コロナの経営戦略」



社会貢献活動

キッズサポート なないろ へ寄附



山田副会長・北常任理事は、令和2年10月20日(火)に氷見市の一般社団法人おひさま「キッズサポートなないろ」を訪れ施設長へ10万円を寄附しました。

「キッズサポートなないろ」は、障がいのある小学校1年生～高校3年生の「放課後等デイサービス」を提供しており、寄附金は、自動水栓の設置費用に充てられました。

保育園へ手作り雑巾を寄贈

女性部会は、地域に根付いた社会貢献活動の一環として、会員による手作り雑巾と研修会等で集めた未使用タオルを高岡市、氷見市、射水市の保育園に寄贈しました。



高岡市 すみれ保育園
令和2年10月13日(火)



氷見市 マヤ保育園
令和2年10月28日(水)



射水市 塚原保育園
令和2年10月29日(木)

『税に関する絵はがきコンクール』応募用紙を寄託

令和2年9月8日(火)

女性部会の渡辺会長・若野副会長が高岡税務署を訪れ、租税教育活動の一環として、全国で実施されている「税に関する絵はがきコンクール」の応募用紙5,500枚を、大谷高岡税務署長へ手渡し、各小学校への配布を依頼しました。



租税教室

小学6年生を対象に、青年部会・女性部会のメンバーが講師となって、子供達に生活の中での税金の使われ方や役立つ税金に関するクイズやDVDを使って租税教室を行いました。



令和2年9月2日
高岡市立南条小学校 56名



令和2年9月16日
射水市立中太閤山小学校 55名



令和2年11月20日
高岡市立横田小学校 33名



令和2年12月4日
高岡市立太田小学校 13名



令和2年12月18日
氷見市立灘浦小学校 11名

高岡法人会女性部会創立 30 周年

高岡法人会女性部会創立 30 周年記念行事が、ホテルニューオータニ高岡で開催され、式典では創立当初から役員として貢献された方々に感謝状を贈呈し、大谷高岡税務署長、川西高岡法人会会長からご祝辞をいただいた。また、創立からの写真をスクリーンで映し 30 年間の歴史を振り返った。

式典後、『世界一受けたい面白日本語授業』のテーマで、杏林大学外国語学部教授の金田一秀穂氏の講演会を開催した。当初、6 月開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の為、延期し 10 月の開催となった。式典、講演会とも感染防止対策をし、女性部会の 30 周年を祝った。



令和2年10月9日 公益社団法人高岡法人会 女性部会 創立 30 周年記念式典 於ホテルニューオータニ高岡

記念講演会

『世界一受けたい面白日本語授業』
杏林大学外国語学部教授 金田一 秀穂氏



司会 小川副会長



閉会挨拶 山田副会長

記念式典・記念講演会を開催!!

記念式典

創立以来役員歴 30 年 感謝状贈呈の方々

日本海自動車工業(株)	木本 好枝 様
(株)和田鉄工建設	和田 祐子 様
救急薬品工業(株)	稲田美智子 様
(株)北国工業	藤森 亮子 様
(株)姫野精工所	姫野 玲子 様
三興土木(株)	久保 範子 様
森山電機(株)	道賀 初枝 様



木本 様



姫野 様



久保 様



道賀 様



式辞 渡辺会長



司会 廣瀬副会長



閉会挨拶 若野副会長



祝辞 大谷高岡税務署長



祝辞 川西高岡法人会会長



30年のあゆみ
プレゼンテーション

高岡法人会女性部会のあゆみ

平成 2年 11月 21日 社団法人高岡法人会婦人部を設立。初代婦人部会長に、谷道とみ氏<㈱谷道>を選任。



平成 8年 6月 11日 婦人部第6回定時総会において、婦人部の名称を、全法連に合わせ、女性部会に改称。

平成 12年 6月 13日 女性部会創立 10周年記念講演会
[講師] ジャーナリスト 大宅映子氏



平成 13年 6月 13日 女性部会第 11 回定時総会
第2代会長に、木本好枝氏<日本海自動車工業㈱>が就任。

平成 13年 10月 10日 全法連主催「第 62 回秋の女性セミナー」が富山市で開催。
富山全日空ホテルに全国から過去最高の 700 名が参集。

平成 14年 6月 9日 社会貢献活動として、きずな学園へ慰問と遊具を寄贈。

平成 15年 8月 23日 「こもれびの里」に掃除用品贈呈。

平成 16年 9月 福祉施設・保育園に手作り雑巾を寄贈。

平成 17年 10月 18日 租税教育活動として「小学生税金クイズ」を作成し、税務署長へ寄贈。

平成 18年 6月 23日 ジャワ島地震被災地義援金を北日本新聞社に預託。

平成 19年 5月 8日 能登半島地震の義援金を北日本新聞社に預託。

平成 21年 4月 16日 第4回「法人会全国女性フォーラム」石川大会が金沢市で開催。
石川県立音楽堂に全国から約 1,600 名(高岡から 12 名)が参集。

平成 21年 6月 9日 女性部会第 19 回定時総会
第3代会長に、和田祐子氏<㈱和田鉄工建設>が就任。

平成 21年 11月 26日 女性部会役員が初めて小学校での租税教室を実施。

平成 22年 6月 9日 女性部会創立 20 周年記念式典を举行。

平成 23年 6月 8日 女性部会第 21 回定時総会
第4代会長に、渡辺佳世子氏<高岡交通㈱>が就任。

平成 23年 8月 11日 初めて租税教育バスを実施。

平成 25年 7月 26日 寄付活動として、NPO法人「子どもの権利支援センターぱれっと」へ 10 万円を寄付。

平成 25年 10月 25日 女性部会の寄付活動について、ボランティア活動推進富山県民会議会長感謝状を受賞。

平成 30年 4月 12日 第 13 回「法人会全国女性フォーラム」山梨大会が、甲府市のアイメッセ山梨で開催され、
県下女性部会から 53 名(高岡 12 名)参加。

富山大会のPRと、全員でこきりこ節、越中八尾おわら踊りを披露。

平成 31年 4月 25日 第 14 回「法人会全国女性フォーラム」富山大会が富山市で開催。

富山産業展示館テクノホールに、全国から約 1,600 名が参集。

当会の女性部・青年部役員 34 名が大会運営に協力。

令和 2年 10月 9日 女性部会創立 30 周年記念式典を举行。

女性部会創立 30 周年記念講演会

[講師] 日本語学者 金田一秀穂氏





令和2年度 納税表彰受賞おめでとうございます!!



令和2年度の金沢国税局長納税表彰並びに高岡税務署長納税表彰の法人会功績者としての受賞者は次の方々です。この表彰は、多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に努められた方々に贈られるものです。

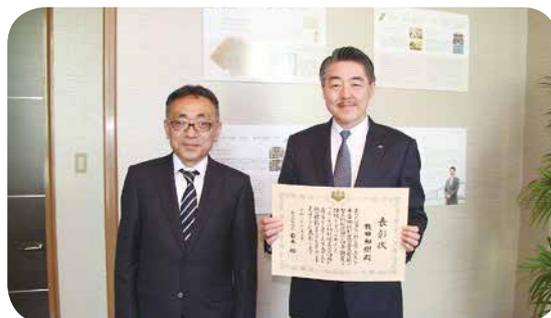
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、表彰式は中止になりました。

金沢国税局長表彰

令和2年11月19日(木)、(株)牧田組において、金沢国税局 高雅博法人課税課長から表彰状が授与されました。

牧田 和樹 様

(公社)高岡法人会 副会長
株式会社牧田組 代表取締役社長



高岡税務署長表彰

令和2年11月11日(水)、高岡商工ビルにおいて、大谷武夫高岡税務署長から表彰状が授与されました。

中村 春夫 様

(公社)高岡法人会 常任理事
(株)中村燃料商店 代表取締役社長



夏野 公秀 様

(公社)高岡法人会 常任理事
射水運輸(株) 代表取締役社長



税を考える週間 特別講演会



- 【開催日】 令和2年11月12日(木)
- 【会 場】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール
- 【参加者】 会員34名、一般8名
- 【講 師】 立命館大学客員教授 藪中 三十二 氏
- 【演 題】 「国際情勢の行方と日本外交
ーアメリカ大統領選挙と米中対立を見据えて」

～ 令和2年度 ～ 中学生の『税についての作文』入賞者

共催：全国納税貯蓄組合総連合・国税庁／後援：公益財団法人全国法人会総連合 他

正しい税のしくみと役割を理解してもらう目的で、全国納税貯蓄組合総連合と国税庁が共催で、全国の中学生から「税についての作文」を募集。全国法人会総連合も平成24年度から後援協力を行い、高岡税務署管内で募集した作文の中の優秀な作品1点に高岡法人会会長賞が贈られた。

表彰された方々は次のとおりです。

～ 高岡税務署管内表彰 ～

★★★★『税についての作文』入賞者の方々★★★★

★《金沢国税局長賞》

「誰かのために」

氷見市立西條中学校2年

茶野 亜依

★《高岡税務署長賞》

「日本の未来を支える税」

高岡市立高陵中学校3年

峯 那奈子

「お金は夢に税は志に」

高岡市立高陵中学校3年

三邊 彩音

★《富山県知事賞》

「税は未来を作る」

射水市立新湊南部中学校3年

赤石 翔

★《北陸納税貯蓄組合総連合会会長賞》

「私の生活を守ってくれる税金」

高岡市立戸出中学校3年

佐竹 海飛

★《富山県納税貯蓄組合総連合会会長賞》

「身近にある税」

高岡市立高陵中学校1年

鈴木 杏奈

★《高岡税務署管内納税貯蓄組合総連合会会長賞》

「ここをひとつに」

射水市立新湊南部中学校3年

大西 るな

★《北陸税理士会高岡支部長賞》

「コロナ騒動で税金について学んだこと」

高岡市立国吉義務教育学校9年

和田穂乃花

★《高岡税務署管内青色申告会連合会会長賞》

「税金に対して思ったこと」

高岡市立高陵中学校3年

内嶋 愛

★《公益社団法人高岡法人会会長賞》

「私達のためにつかわれる税」

高岡市立伏木中学校2年

坂本 真菜

～ 令和2年度 ～

中学生の『税についての作文』

金沢国税局長賞

誰かのために

氷見市立西條中学校2年 茶野 亜依

中学生の私にとって、身近な税金とは、消費税である。100円のペンを買うために110円を払う。それが普通であり、私たちの日常だ。その10円がどこに行くのか深く考えることもなかった。

調べてみると、消費税は主に社会保障に充てられているらしい。高齢化と少子化で財政が厳しくなり、税率は昨年10月に10パーセントに引き上げられた。

社会保障といえば、医療や年金、介護に少子化対策、どれも大切なものだ。そう考えると、手厚い社会保障を受けることを望むなら、納税するのが当たり前だ。予算が足りなくなったから、増税するしかないというのも分かる。でも、頭では分かっているけれど、なんとなく損した気持ちになる。

私たちは、税金を払うことにどうしても敏感になってしまふ。昨年の消費税増税にもたくさんの反発があった。しかし、税金がどのように使われているかには、意外と無関心だ。

では、税金はどのように使われているのか。私の身近で考えてみると、学校の教科書、毎日出るごみの収集、通学路の除雪、氷見市は中学生まで医療費が無料だが、このシステムを支えているのも税金だ。当たり前の衣食住の裏には税金がある。私たちの生活は、例外なく税金に支えられている。税金が高いと不満をもつ前に、どれだけ恩恵を受けているかを知ることが大事なのではないだろうか。

さらに、自分が納めた税金は、直接自分に返ってくるわけではない。自分ではない誰かに使われるためのものだ。全員参加の支え合いだ。誰かが納めた税金は、回り回って別の誰かのための公的サービスに変わる。その誰かは、生まれたばかりの赤ちゃんかもしれないし、どこかで暮らすお年寄りかもしれない。逆に、私が図書館で借りた本は、もとをたどれば誰かの税金だ。私の曾祖父の介護費、祖父母の年金、妹の保育費、全て誰かが払ってくれた税金なのだ。皆の税金で皆が暮らしている。

そう考えたなら、義務だから税金を払うという考えはあまりにつまらない。自分の損得ばかり考えるのも、なんだかちっぽけだ。自分の納めた税金が、自分ではない誰かの役に立つ、そう考えてみてはどうだろうか。そうすれば、税を払うことで自分も社会の一員になれた気がしてくる。また、自分が受ける公的サービスも、魔法のように空から降ってくるものではない、誰かが納めた税金なのだと思うと、身が引き締まる。税金のうしろには、誰かの思いがある。だからこそ大切に使用なくてはいけない。無駄にはできない。

私はまだ中学生で、消費税もわずかしかなめていない。それも両親からももらったお金だ。将来大人になり働いたら、今度は自分が納税で社会を支える側に立つだろう。責任重大だ。でも、その時が少し楽しみな気がしている。

高岡税務署長賞

日本の未来を支える税

高岡市立高陵中学校3年 峯 那奈子

近年、消費税が8%から10%に引き上げられた。私はこの増税に対して物が高くなるとしか思わなかった。しかしこの作文を書くにあたって増税する理由、増税と世の中の動きとの関わりなどを調べ増税の本当の意味を知ると共に世の中で起こっている現象などを理解することができた。

まず、増税する理由を自分なりに考えた。私は、教育の充実や道路の整備に足りないお金を増税により得ているのだと思った。しかし主な使い道は介護や年金にかかる費用だった。今日本では、少子高齢化という現象が起こっている。これは労働人口が減っていると考えても良いだろう。また医療の充実により平均寿命が伸びている。これらが重なり労働者一人あたりが負担する税が増えるという状況になっている。増税するということは、少子高齢化が進んでいるということになる。そこで政府は働く世代など特定の人に税の負担が集中しないようにと消費税の税率を上げている。これを知った私は、増税の裏で起こっている社会現象を知ると共に、消費税を払うことは、国を支えることなんだと思った。

しかし、このまま少子高齢化が進むと日本の企業がおとろえ、高齢者を支えきれなくなってしまうと思うと、少子高齢化はとてもしろしく感じられる。少子化を止めなければなら

ないと思った。そこで税金の使われ方をインターネットで調べると少子化対策として女性が安心して子育てをできる施設の充実や、支金などが税金によって整えられていることが分かった。この情報を知り、税金は日本のために使われ、これからの未来のためにあるのだと思うと改めて税金の大切さが分かったような気がした。

税金はもちろん身近な道路整備、警察、消防など私たちの生活に必要なものに使われている。しかし、今を未来につなげるという形で、将来の日本の人口、経済などを守るための大切な役割をもっているものとも言える。私は税金を、もっと少子化対策のために使うべきだと思う。例えば、保育園の充実や、スーパーなどの充実だ。母親がもっと楽に子育てできる環境づくりをしてほしいと思う。

私は、増税の理由を知ったことで税は日本の抱える問題に大いに役に立つと思った。また、税は私たちの今の生活はもちろん、未来の日本も支えていることを知り税に関する感情が深まったような気がする。たくさんの人に税の役割を知ってもらい日本全体でこれからの日本を支えていきたいと思った。

高岡税務署長賞

お金は夢に税は志に

高岡市立高陵中学校3年 三邊 彩音

お金持ちになることは多くの人の夢である。たくさんのお金を持ち、大きな家に住みたい。カッコいい車に乗りたい。夢をふくらませることができる。お金は夢となる。

お金を持つために、仕事に就き、働く。自分で懸命に働いて得たお金は、特に大切なものになるだろうと想像する。一方で、私たちは生きていくだけでお金を使う必要がある。お金持ちになるという夢の敵は、お金を奪うものだ。税は、私たちが懸命に働いて得たお金を年に一度、または日常的に奪っているといえるかもしれない。税は敵なのだろうか。

税には、住民税や所得税、法人税、消費税などと様々な種類がある。なかでも、消費税は中学生にとっても最も身近な税だろう。大人と比べれば少なくとも、消費税を払うことのある私たちが税の義務に参加しているという実感が確かにある。集められた税は、例えば学校や交番、救急車、信号機などのために利用されているようだ。どれも私たちの生活に重要なもので、税は私たちの生活に補償として十分に返ってきているといえる。これが、税が敵ではない理由の一つだ。

一方で、税の使われ方として自身の生活に関係のないものもある。一度も利用していない救急車の費用を一部でも負担したいかといわれれば、したくないだろう。払ったお金の十割が自身のための利用になることがない。私は、税の意義はここにあると考える。

私たちは社会的存在として、支え合いながら生きていく必要がある。人を支え、感謝されるのはとても嬉しいものだ。また、誰か知らない人を支えることは、感謝されずとも幸せなことだろう。人として、こういった幸せを追究する人生は理想的だと感じる。

税は、そのような機会を与えてくれる制度の一つという促し方もできる。税は、貯蓄と違い国民全体のために使われるため自分自身のみの消費にならない。しかし、自分や家族を含む国民のためにお金が集まり、役立つのだ。この対立する二つの税の在り方によって税は敵ではないといえると思う。

社会のために納め、利用される税は志である。義務であるため、十割の善意とは違うが、本来、自分のために使いたいお金を、自身の夢を、誰かと回すことができるのだ。この義務を果たす国民として私たちはつながっている。

お金は夢となり、税は志となる。自分のために、社会のために、夢と志をもって歩みたい。夢と志が共にあれば、きっと正しい道を進めると信じている。

税は敵ではない。私を支え、私が誰かを支える機会をくれる、国民の権利であり義務だ。私は、この義務のほんの一部に参加していることを喜ばしく思っている。また、将来、自分が懸命に働いたお金で税の義務を果たすことを楽しみにしている。

公益社団法人高岡法人会会長賞

私達のためにつかわれる税

高岡市立伏木中学校2年 坂本 真菜

私は、この作文をかくにあたり、深く税のことについて考えてみました。そして気付いたのは、私達の生活にとって税は当たり前になっているということです。私は小さい頃からよくケガをしてしまい、その度に病院で診察してもらっていました。私が住んでいる市では中学生までは無償で診察を受けられる制度があります。しかし、外国では診察してもらうのに高額な医療費がかかる国もあると知り、当たり前になっているものがとてもありがたいことだと感じました。

また、今年は新型コロナウイルスの影響により仕事ができなくなった方が日本で大勢おられます。そんな方々のため、国が国民一人あたりに10万円を給付しました。その合計はおよそ12兆8,802億9,300万円にもものぼるそうです。このお金は十四種類以上の税金で貯められたお金で私達を救っているのです。ふと、もしも税金がなかったらこの国はどうなる

のか母と話し合ったことを思い出しました。例えば、救急車を呼ぶにしてもお金がかかったり、交番などで道案内してもらおうにも有料になったり、公共サービスを受けるうえで、すべての費用を自分達で負担しなければならなくなります。このことを考えると、みんなが豊かで安心して暮らしていくには税金はとても大切なものだと思えました。

これから私の世代の人はどんどん大人に近づいていきます。つまり、税と向き合っていかなければならないということです。それをこばむ人もいるかもしれませんが、税金は「国民の健康で豊かな生活」を実現するためにあり、私達の納めた税は国や県などの財源となって誰かや自分の生活の支えになります。そのことを念頭に置いて私自身も健康で安心して暮らせること、当たり前前に公共サービスを受けられることに感謝して税と共に暮らしていきたいと思います。

パソコン スマホ

自宅から

で

確定申告!

税務署の申告会場は大変混雑します

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません!

確定申告



👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告書等作成コーナーの
利用率

3人に2人が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

94%の方が役立つ

と回答

STEP

2

「確定申告書等作成コーナー」 で申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

(注) 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。



スマートフォンはこちらから ↑

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

必要なものは、次の2つ!

① マイナンバーカード

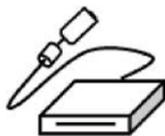


スマホからカード発行申請が可能です。



スマホによる申請
はこちらから!

② ICカードリーダーライター (パソコンの場合) 又は
マイナンバーカード読取対応のスマートフォン※



又は



マイナンバーカード
読取対応端末※



対象端末の一覧
はこちらから!

※ iPhone7以降 (iOS13.1以上) ・ Android 約200機種

- ・ iPhone、iOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社ライセンスに基づき使用されています。
- ・ Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印



- ・ 事前に「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行が必要です。
- ・ 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・ 既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・ メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます!

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス (有料) を利用して印刷できます。



確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のためご自宅等での申告書作成・提出をお勧めします

- ✓ 確定申告会場では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底しますが、感染リスクを軽減するため、**税務署へ出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」**での申告書作成・提出をお勧めします。
- ✓ 作成した申告書は、**e-Taxでの送信**や**印刷して郵送等**で税務署へ提出できます。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話**や**チャットボット**でも可能です。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**会場**で**当日配付**しますが、**国税庁LINE公式アカウントからのオンライン事前発行**も可能です。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする**場合があります。

入場整理券の国税庁LINE公式アカウントからのオンライン事前発行方法

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント
QRコード

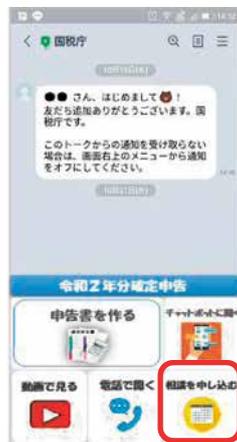


※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3

税務署や来場希望日時を選択（希望相談日の10日前から前々日まで発行可能です）

STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 国税庁LINE公式アカウントからの事前発行は、令和3年2月1日（月）相談分から開始します。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けします。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

高岡税務署

2020.12

日本酒のこれから

北陸税理士会 高岡支部長 中野 岳

平安時代、中国から「その年の邪気を除き家庭健康で幸福を迎えられる」と伝えられた、元旦にお屠蘇を飲む習慣。我が家では、大晦日に榎原神宮より頂いた屠蘇散を日本酒に浸し、一年間の健康と延寿を願い元旦にありがたく頂戴します。古来より、祭りや結婚式などの祝い事では日本酒が飲まれ、多くの日本人に愛されてきました。

清酒の酒税額は、2008年に74,600百万円と大きかったのですが、2018年には55,720百万円となり、10年間で25.3%もの大幅減少となっています。

ところが日本酒の輸出動向をみると、昨今の海外における和食ブームの影響もあり、輸出金額が2009年の7,184百万円から2019年の23,412百万円へと3倍以上も伸びており、10年連続で過去最高を記録しています。輸出単価をみても、2009年は601円/ℓでしたが、2019年には939円/ℓと上がっています。

<清酒輸出先 BEST3 (輸出金額)>

- 1位 アメリカ合衆国 (6,757百万円/前年対比7%上昇)
- 2位 中華人民共和国 (5,001百万円/前年対比39.4%上昇)
- 3位 香港 (3,943百万円/前年対比4.5%上昇)

<輸出単価 BEST3 >

- 1位 マカオ (3,940円/ℓ)
- 2位 香港 (2,047円/ℓ)
- 3位 シンガポール (1,406円/ℓ)

(出典：財務省貿易統計)

十数年前から官民が協力し輸出増大計画を地道に行っていたことが、この清酒の輸出増大に繋がったと思います。最近の政府による日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会(2019年12月25日)において以下のような見解を示し、より一層の輸出増を目指しています。

- 日本酒の輸出のポテンシャルは大きい
- 文化的な観点から積極的に価値づけを行い、ブランド力を高める
- 商品の高付加価値化とそれに見合った価格設定、そのためのブランド戦略が重要である
- 主役である事業者の取り組みの一層の積極化を期待するとともに、政府は事業者の自主的で意欲的な取り組みを支援する

昨年11月、香港のオークションで日本酒の4合瓶1本が62,500香港ドル(約847,350円)で落札されました。また、富山県でも、世界的なシャンパンの醸造最高責任者が立山町を拠点に日本酒の世界展開に乗り出し、販売も始まりました。日本酒がワインのように世界中で好まれ、富山県が世界有数の日本酒生産地となる日も遠い夢ではありません。

ちなみに、税理士会高岡支部におきましても10年以上前から懇親会では日本酒で乾杯を行い、微力ながら日本酒の消費UPに協力をして参りました。2018年度の成人一人あたりの清酒の消費数量は、1位/新潟(10.5ℓ)、2位/秋田(8.6ℓ)、3位/山形(7.5ℓ)、4位/富山(7.4ℓ)、5位/福島(7.2ℓ)となっています。”日本酒消費量全国1位”を目指すのも良いかと思います。富山県でも日本酒乾杯条例が制定されることを切に期待しております。

最後になりますが、コロナが一日も早く収束し、全国各地で祭りが再開されて多くの人が集まり、おいしい料理とお酒を皆で楽しめる日常が戻ることを強く願っております。

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

 公益社団法人高岡法人会

電話番号 0766-23-8855

URL <https://www.houjin-takaoka.com/>

総会記念講演会のご案内

テーマ 『アメリカ人から見た「和」の国 日本』



- 日 時 / 令和3年5月21日(金) 15時30分～17時
- 会 場 / ホテルニューオータニ高岡 4階
- 講 師 / 米カリフォルニア州弁護士 タレント

ケント・ギルバート 氏

〈講師プロフィール〉

1952年、米国アイダホ州生まれ、ユタ州育ち。71年、米ブリガムヤング大学在学中に19歳で初来日。75年、沖縄国際海洋博覧会の際にアメリカ館のガイドとして再来日。80年、大学院を卒業し法学博士号と経営学修士号、カリフォルニア州弁護士資格を取得。東京の国際法律事務所に就職。83年、テレビ番組『世界まるごとHOWマッチ』にレギュラー出演し、一躍人気タレントとなる。

近年は企業経営や講演、執筆活動も行う。

夕刊フジ連載『ニッポンの新常識』、読売テレビ系『そこまで言って委員会NP』、DHCシアター『真相深入り！虎ノ門ニュース』などで、「国が国民を守れない憲法9条こそが憲法違反」などの大胆な発言が話題になる。

会費規程の改定

「会費規程」の改定により、次のとおり、令和3年度から、会費は年1回納入に変更させていただきます。事務の見直し及びコスト削減のため、変更させていただくものであり、県内の他の法人会はずでに年1回です。会員の皆様には、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

区 分	変 更 前 (～令和2年度)	変 更 後 (令和3年度～)
請 求	5月、11月 ※口座振替の方は請求月の27日に振替	6月 ※口座振替の方は6月27日に振替
金 額	年会費の50%ずつ請求	年会費を請求

※ 請求書送付の方で、口座振替を希望される方は事務局までご連絡お願いいたします。

新会員のご紹介

令和2年8月～

(敬称略)

法 人 名	代 表 者
高岡市	
カカオブレイン(株)	盛次 律
(株)SPS.	城川 巧司
やまとプロダクツ(株)	山本 太郎
(株)フェイス	名内 裕光
(株)南工業	南 修一

法 人 名	代 表 者
射水市	
明生薬品工業(株)	豊田 博保
(株)三陽	桶谷 恭平
賛助会員	
賛助会員名	代 表 者
山田亮一税理士事務所	山田 亮一

新会員ご紹介のお願い

高岡法人会では、改正税法研修会、決算別法人研修会など税に関する研修会のほか、雇用管理研修会、セミナーや講演会を開催しています。また、令和2年度は、税務署主催の年末調整説明会が中止になりましたが、改正事項が多いことから、法人会主催の年末調整説明会を開催しました。さらに、全会員に新型コロナウイルスに関する税制改正ガイド・給付金ガイドを送付するなど、タイムリーな情報提供にも努めています。

会員交流を目的とした異業種交流視察研修旅行や、青年部会員が参加できるセミナー・懇親会、女性部会員が参加できる教養講座や視察旅行も実施しており、これらの事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、新たなビジネスチャンスが生まれます。

租税教室や社会福祉施設への寄付、保育園への手作り雑巾の寄贈など、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

最近、解散や倒産により退会する方が多い一方、新入会員が少なくなってきており、この状況が続きますと各種事業ができなくなる恐れがあります。

会員の皆様には、取引先やお知り合いの方で、法人会に加入されていない方がおられましたら、ご紹介をお願いします。

なお、法人会には、法人（正会員）だけでなく、個人事業主の方も賛助会員としてご入会できます。ご連絡は、事務局（0766-23-8855）までお願いします。

表紙説明

平和と港の守護の願いが込められた 「新湊弁財天」

現在の富山新港は、放生津潟と呼ばれる干潟でした。潟廻りの村々では、しばしば船が転覆して命を失うものが続出し、これは潟に棲むガメのたたりであると言い伝えられ、明和4年（1767年）に放生津潟の中心部に島を築き海竜大明神が祀られ海竜社を建立したのが始まりです。この築島の岩には亀に似た形が多く、ガメが棲むともいうことから「がめ島」と呼びました。（のちに「弁天島」と改称）

祭神は、海竜大明神に弁財天を合祀し、明治のころ少童命（わだつみのみこと）を祀り、社号も少童社と改称しました。

昭和42年（1967年）富山新港造成のため、弁天島は姿を失い少童社は潟南にある片口地区に遷され神明社と合祀されました。その後、昭和61年（1986年）、港に出入りする船の航海安全、企業及び集落の益々の発展を願い、現在見られる高純度アルミ製の「新湊弁財天」が建立されました。高さが15メートルあり、アルミ製では日本一と言われています。

また、同じ場所には富山新港開港10周年を記念し昭和55年に建立された、高さ19.5メートルの展望台があり、富山新港湾内と射水平野を望むことができます。



《住所》 〒934-0032 射水市片口